

南房総市就農研修支援事業要領

平成25年4月1日

告示第82号

改正 平成25年11月28日告示第190号

平成26年4月24日告示第85号

平成29年3月29日告示第40号

第1 趣旨

この告示は、南房総市就農研修支援事業の実施に関し、南房総市新規就農者支援事業補助金交付要綱（平成24年南房総市告示49号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の内容

市内において、就農するための研修段階又は営農初期段階の者が、農業技術、経営手法及び農村地域で生活していく心構えを会得できるよう支援する。

第3 事業の種類

1 農業経営体育成セミナー

千葉県が安房地域の者を対象として実施する農業経営体育成セミナー（以下「セミナー」という。）の受講者に対し、補助金を交付する事業

2 先進農家等研修

要綱第5条第1項の規定により市長が認定した研修機関において研修等を受ける者に対し、補助金を交付する事業

第4 補助金交付対象者の要件

1 セミナー

セミナーを受講する農業者又は農業者となることについて強い意思を有する未就農者で、市内に住所を有する者

2 先進農家等研修

研修等終了後1年以内に市内農地等で営農又は雇用就農（市内農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。）する原則55歳以下で、市内に住所を有する未就農者

第5 補助額及び交付対象期間

1 セミナー

補助金の額は、セミナー受講者1人につき1年度当たり5万円とする。また、交付対象期間は最長3年度間とする。

2 先進農家等研修

補助金の額は、研修等を受ける者1人につき1箇月当たり5万円とする。また、交付対象期間は最長2年間とする。

第6 補助金の交付要件等

1 セミナー

補助金の交付要件は次に掲げる各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 要綱に基づき補助金の交付申請及び実績報告をするときは、第7の1の書類を添えて提出しなければならない。
- (2) 補助事業者は、セミナー研修計画の7割以上の日数を受講しなければならない。

2 先進農家等研修

補助金の交付要件は次に掲げる各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付の決定を受ける以前に研修機関（当該研修機関が要綱第5条第1項の規定により市長から認定を受ける以前を含む。）で研修等又は雇用契約を受けたときは、補助金交付対象期間から差し引くものとする。
- (2) 要綱に基づき補助金の交付申請及び実績報告をするときは、第7の2の書類を添えて提出しなければならない。
- (3) 補助金の交付申請をするときは、補助事業者と別に生計を営む連帯保証人を2人立てなければならない。
- (4) 研修等を受けようとする研修機関の経営主が三親等以内の親族のときは、原則として補助金交付対象の研修機関から除くものとする。
- (5) 交付対象期間は、当該事業の最初の申請に基づき交付を決定したときから2年以内とする。ただし、研修等を受ける期間が短期である場合又は研修機関の

都合により中断される場合は、通算して2年に達するまで交付を受けることができる。

- (6) 研修等を受ける期間は、6箇月以上とし、かつ、1箇月当たり100時間以上の研修等を受けなければならない。
- (7) 研修等終了後に営農しようとする者は、研修等の期間中又は終了後速やかに農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項の青年等就農計画の認定申請をするよう努めなければならない。
- (8) 研修等終了後の営農又は雇用就農を当該補助金の交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間継続しなければならない。
- (9) 原則として農業研修（雇用され研修を受ける場合を含む。）の支援若しくは生活費の確保を目的とした国又は地方公共団体の補助事業等による交付等を受けていないこと又は受けたことがないこと。（本事業を除く。）
- (10) 市が実施する、新規就農者の育成等に関する事務事業に協力するものとする。
- (11) 補助金交付の開始の月は、原則として市長が補助金の交付を決定した翌月とする。

第7 添付書類

1 セミナー

- (1) 補助金の交付申請に必要な書類は、次に掲げるものとする。
 - ア 研修計画（別紙様式第1号）
 - イ 振込口座届（別紙様式第2号）
- (2) 実績報告に必要な書類は、次に掲げるものとする。
 - ア 研修実績報告（セミナー用）（別紙様式第3—1号）

2 先進農家等研修

- (1) 補助金の交付申請に必要な書類は、次に掲げるものとする。
 - ア 研修計画（別記様式第1号）
 - イ 振込口座届（別記様式第2号）

(2) 実績報告に必要な書類は、次に掲げるものとする。

ア 研修実績報告（先進農家等研修用）（別紙様式第3—2号）

第8 概算払

1 セミナー

概算払いの請求は、原則として行うことができない。

2 先進農家等研修

概算払いの請求は、3箇月分を単位として行うことができる。

第9 就農状況報告

先進農家等研修を受けた者は、研修等終了後、営農又は雇用就農するまでの期間及び営農又は雇用就農をしたときから補助金の交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6箇月間の就農状況等の報告を営農の場合は就農状況報告（営農）（別紙様式第4—1号）、雇用就農の場合は就農状況報告（雇用就農）（別紙様式第4—2号）を市長に提出しなければならない。ただし、研修等終了後に経営自立安定支援事業の補助金交付決定がされた場合は、この限りでない。

第10 研修等の継続

先進農家等研修を受けた者は、研修等終了後1年以内に営農又は雇用就農せずに引き続き補助金交付対象となった研修等に準ずる研修等（以下「継続研修」という。）をする場合は、継続研修計画（別紙様式第5号）を市長に提出し、承認を受けるとともに、継続研修開始後1箇月以内に継続研修届（別紙様式第6号）を市長に提出しなければならない。

なお、継続研修は、研修等終了後1箇月以内に開始するとともに、その期間は1年以内とし、継続研修終了後1年以内に営農又は雇用就農しなければならない。

第11 補助事業の休止期間

先進農家等研修を受けた者が補助事業を休止することができる期間は、病気、災害及び、やむを得ない理由による場合は市長がその都度定め、営農を開始するための準備行為又は雇用就農するための求職活動による場合は、6箇月を限度とする。

附 則（平成26年4月24日告示第85号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年3月29日告示第40号）

（施行期日）

1 この告示は、平成29年4月17日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式については、この告示による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。